

重 要

今年度(平成29年1月実施)の介護福祉士国家試験を受験予定の方は、必ずご確認ください。

一般教育訓練給付金制度 ご利用にあたっての注意事項

一般教育訓練給付金・母子家庭自立支援給付金制度を利用して受講する方は、以下にご注意ください。

一般教育訓練給付金制度では、給付対象となる指定講座ごとに『受講期間』が決められています。
実務者研修につきましては受講期間『6ヶ月間』と定められており、利用される場合は「実務者研修修了証」と「給付金制度申請書類一式」の送付は、**最短でも6ヶ月間在籍後**となります。

▼給付金制度を利用され、かつ本年度(29年1月)介護福祉士国家試験ご受験の場合

申込締切：6月29日(水) ※申込書必着

上記期日までにお申し込みされた方は、12月31日までに修了することが可能です。
※本年度(29年1月)介護福祉士国家試験を受験される場合、実務者研修を12月31日までの修了が必須です。

一般教育訓練給付金制度概要

一般教育訓練給付金制度

労働者の雇用の安定と再就職の促進を図るため、厚生労働大臣の指定する講座(本講座)を受講し、修了した方に対して公共職業安定所から受講に要した費用の20%が給付される制度です。※その他の割引制度と併用可。

対象講座

- ① 実務者研修(全コース対象)
 - ② 実務者研修(※1)+介護福祉士受験対策講座(完全マスターコース)
 - ③ 実務者研修(※2)+介護福祉士受験対策講座(ポイント速習コース+会場模試)
- ※1 初任者研修・ホームヘルパー1級・介護職員基礎研修修了者は対象外
※2 初任者研修・ホームヘルパー1級・無資格者は対象外
※3 ②③セット講座申込みの場合：実務者研修修了証は6ヶ月後、本制度申請書類は受験対策講座修了後に送付致します。

対象者

下記に①②に該当する場合、対象となります。対象可否の確認は最寄りのハローワークにお問合せください。

- ① ご本人の名前において受講料をお支払された方
 - ② 入学時点で、雇用保険の被保険者であった期間が通算3年以上ある方。
- ※初めて給付金を利用する方は被保険者期間が通算1年以上あれば利用可能です。

▼母子家庭等自立支援教育訓練給付金制度

母子家庭の方が職業能力開発のために支払った受講費用のうち、20%が地方公共団体から給付される制度です。
自治体により制度の有無や対象要件がありますので、お住まいの市区(町村の場合、都道府県)にご確認ください。
※本給付金制度についても、申込締切日は**6月29日(水)**となりますので、ご注意ください。



全国に医療・福祉を展開する学校法人三幸学園グループ

三幸福祉カレッジ

TEL: 0120-294-350
【受付時間 平日8:50~19:30】